

CORPORATE & TAX GLOBAL UPDATE

Newsletter

30 May 2024

「グローバル・プライベートM&A ガイド（英語）」発行のお知らせ

本ガイドは、非上場会社を対象とするクロスボーダーM&Aの準備、実行段階で直面する法務及び規制上の各種の論点について、40法域の状況を取りまとめています。

前回の2021年改訂以来、世界における法やビジネスを取り巻く環境は大きく変化しています。特に、独占禁止法およびその他の取引規制ルールは複雑さを増しており、これまで以上に積極的に施行が進んでいます。本最新版では、複雑な合併規制や外国投資規制に関する最新情報を盛り込んでいます。また、取引に影響を及ぼす可能性のある税務上の問題、雇用法上の義務、贈収賄防止に関する懸念事項も概説しています。

本ガイドはオンラインにより閲覧可能で、法域やトピックごとのデータ絞り込み、法域やトピックを跨いだデータ比較、また特定法域を詳しく調べることができます。

画像をクリックしてご覧ください。



Corporate & Tax Global Update ニュースレター Vol. 94

はじめに

Corporate & Tax Global Update は、ベーカーマッケンジーのグローバルネットワークを最大限に活かし、日本と世界各国の会社法務及び税務の「今」をタイムリーにお届けしています。

Vol. 94 となる本号では、米国内国歳入庁による 2023 年事前確認（APA）報告書の公表とエジプトにおける企業結合の事前規制の導入等の最新情報をお届けします。本ニュースレターが会社法務と税務の分野における皆様の羅針盤となれば幸いです。

目次

1. アジア

中国：データ越境移転を促進し、規制する新規則の施行

2. 豪州

オーストラリア：ビクトリア州における重要な税制改正—商・工業用不動産固定資産税制度の導入

3. 米州

米国：内国歳入庁が 2023 年事前確認（APA）報告書を公表

4. 欧州

英国：非永住の英国居住者に対する課税制度の変更

5. アフリカ

エジプト：エジプトにおける企業結合の事前規制の導入

6. ESG / Sustainability

EU：企業の持続可能性デューデリジェンスに関する指令（CS3D）に基づく報告義務

EU：気候変動に関する CS3D 上の義務—気候変動緩和のための移行計画の策定

EU：CS3D の義務違反に対する罰則及び民事責任

「2024年国際紛争展望（英語）」 レポート発行のお知らせ

経済停滞と地政学的リスクを背景に、企業は様々な課題に向けて準備を進めています。第7版となる本年次報告書では、紛争傾向の詳細な分析に加え、セクター・地域別の動向を分析します。大企業600社以上の社内弁護士によると、ESGや雇用リスクが最大の懸念事項として挙げられ、世界的な紛争は今後も増加傾向であるとの見方が示されています。今年一年の備えとなれば幸いです。

画像をクリックしてご覧ください。



1. アジア

中国

データ越境移転を促進し、規制する新規則の施行

国家インターネット情報弁公室（以下「CAC」）は、2024年3月22日、「データ越境移動促進規範規則」（以下「新規則」）を発表し、同日、新規則は施行された。

その背景として、CACは、2023年9月28日、「データ越境移動促進規範規定」の草案を発表し、パブリックコメントを募集していた。この草案は、CACが対外データ提供・越境データ移転（以下「越境データ移転」）について広範かつ過酷な義務を課していることや、越境データ移転のセキュリティアセスメント申請における行政手続やプロセスが長く不透明であることについて、中国で稼働する多くの企業（特に外資系企業）が抱いていた懸念や不満に応えることを目的としていた。この草案は2023年11月末前には完成すると見込まれ、実際に完成していた。しかし、越境データ移転の規制と緩和をめぐる政策論争のためか、新規則が発表されたのは今年3月であった。新規則の施行により、中国政府は、2021年の中国個人情報保護法（以下「PIPL」）の公布、2022年後半から始まった越境データ移転のセキュリティアセスメント及び個人情報越境移転標準契約の実施以来、越境データ移転活動に対する厳格な管理を徐々に緩和することへ前向きであることを遂に表明した。

以下、新規則の概要と、新規則及びCACが同時に公表した実施ガイドラインにより生じる変更点について説明する。

越境データ移転の規制の対象となるデータ

新規則及び報道機関に対するCACの公式回答により、越境データ移転のセキュリティ管理に関する要件は、(a) 個人情報及び(b) 重要なデータの2つのカテゴリーにのみ適用されることが再確認されている。この2つのカテゴリー以外のデータを移転することは、越境データ移転にかかる以下のいずれかの手続要件（以下「手続要件」）の対象にならない。

1. 越境データ移転セキュリティアセスメントの申請（以下「セキュリティアセスメント」）
2. 個人情報越境標準契約の締結及び提出（以下「中国 SCC 提出」）
3. 個人情報保護認証（以下「認証」）の申請

「重要なデータ」の正確な範囲が不明瞭であるために、中国で稼働する企業は、長きにわたり、困難を強いられてきた。しかし、新規則によって、あるデータが(a) 所轄の政府当局によって重要なデータであると明確に認定されるか、(b) 公表されているカタログに記載の重要なデータに該当しない限り、データ処理者は当該データを重要なデータではないものとして取り扱うことができる。

手続要件が免除される場合

重要なデータの越境移転については、手続要件は免除されない。重要なデータを越境移転させる場合には、中国における各データ処理者は、セキュリティアセスメントに合格し、かつ、省及び中央の両CACからの許可を得なければならない。

「グローバルグループ再編ガイド」発行のお知らせ

世界各国で多くのグループ企業を有する欧米の多国籍企業は、越境合併、越境分割、越境組織変更や税務上の居住地の変更等、組織再編の手法を活用して積極的・頻りにグローバル規模のグループ再編を検討、実施し、戦略的目的を実現しています。日本企業の間では、多国籍企業化してからの歴史が比較的浅いこともあり、欧米の競争相手に比べて、グローバル規模でのグループ再編に取り組むことは未だ一般的になっていません。このような問題意識から、本ニュースレターにて3回にわたり連載した日本企業による「グローバルグループ再編シリーズ」をまとめたガイドを発行いたしました。

日本企業によるグローバルグループ再編の検討材料のひとつとなり、厳しさを増す国際環境での競争力強化の一助となれば幸いです。

本ガイド（無料）をご希望の方はメールにてご連絡ください。



他方、個人情報の越境移転については、中国の個人情報処理者は、以下のシナリオ（以下「免除事由」）のいずれかに該当する場合、手続要件が免除される。

1. 転送中のデータに関する免除：越境移転される個人情報、中国国外で収集・生成され、その後、中国国内で処理されるために中国に転送されるものであって、その間、中国国内で収集・生成された個人情報又は重要なデータが越境移転される情報に組み込まれない場合（すなわち、海外個人情報の中国国内での純粋な保管、又は海外個人情報の中国国内における転送）
2. 契約に関する免除：越境ショッピング、越境郵送及び配達、越境資金送金、越境支払、越境口座開設、航空券やホテルの予約、ビザ申請、試験サービスなど、個人が当事者となる契約の締結又はその履行のために必要な場合に、データ処理者が個人情報を越境移転する場合
3. 人事管理に関する免除：法律に従って策定された就業規則及び方針、又は法律に従って締結された労働協約に従い、越境人事管理を実施する目的に必要な場合に、データ処理者が従業員の個人情報を越境移転する場合
4. 緊急時の免除：緊急状況下で個人の生命、健康、財産の安全を保護する目的に必要な場合に、データ処理者が個人情報を越境移転する場合
5. 小規模越境データ移転者の免除：データ処理者が重要情報インフラ事業者でなく、当年1月1日以降に10万人未満の非機密個人情報を越境移転した場合

データ処理者が重要情報インフラ事業者（個人情報や重要なデータのローカライズ、越境データ移転に対するセキュリティアセスメント要件など、より厳しい要件が課される）であるかどうかに関して不確実性を避けるため、CACは、管轄政府当局から重要情報インフラ事業者に対し、重要情報インフラ事業者である旨を通知することを明確にした。つまり、データ処理者が重要情報インフラ事業者の地位に関する明確かつ正式な通知を受け取っていない場合、その業者は重要情報インフラ事業者ではないと考えることができる。

中国のデータ処理者は、これらの免除シナリオに該当するかどうか、手続要件が適用されないかどうかを判断するため、慎重な評価（越境移転される個人情報の各データフィールドの機密性チェック及び越境移転の必要性テストを含む）を行う必要がある。

例えば、上記2の契約に関する免除について、データ処理者は、自社のビジネスモデル（「to B」か「to C」か）を検討する必要がある。両方のビジネスモデルを運営しており、この免除事由が適用される場合には、越境移転される中国の個人情報の主体数の計算において、「to C」の部分を除外することができる。

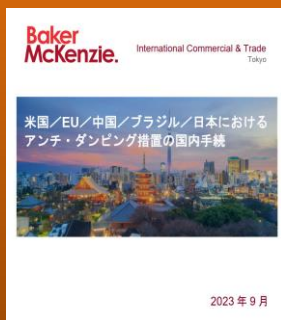
また、上記3の人事管理に関する免除（中国にあるほとんどの外資系企業に関連する可能性がある）について、CACが、この免除事由の適用において、文字通りのアプローチをとるか、それとも（CACが過去数か月間、大多数の多国籍企業がセキュリティアセスメントの申請をしたとき、中国従業員の個人情報の移転に関して行ってきたように）この免除事由をかなり狭い範囲で解釈し適用するかは、今後検証される必要がある。従って、CACがこれ以上の明確化を行う前においては、データ処理者は、従業員の個人情報（関連する各データ分野を含む）の越境移転が越境的な又は集中的な人事管理のために真に必要なかどうか、また、自社の雇用に関する規程又は労働協約（もしあれば）が中国の雇用法に従って策定・締結され、この免除事由の適

「アンチ・ダンピング措置の国内手続」ガイドのお知らせ

近年、WTOアンチ・ダンピング協定に基づくアンチ・ダンピング関税賦課の賦課件数が年間100件を超える水準で推移しています。

本ガイドでは、アンチ・ダンピング措置の発動国として件数の最も多い米国のアンチ・ダンピング関税賦課の国内手続の概要に加え、EU、中国、ブラジル、及び日本の国内手続の概要を説明しています。

本ガイド（無料）をご希望の方はメールにてご連絡ください。



用を正当化するのに十分な文言が盛り込まれているかどうか、慎重に検討すべきである。

越境データ移転をより容易にするための中国の各自由貿易区当局へのネガティブリスト公表権限付与

新規則は、越境データ移転を更に容易にすることを目的として、中国の各自由貿易区の当局に対し、ネガティブリストを公表する権限を与えた。このネガティブリストは、自由貿易区に所在するデータ処理者について、そのリストに該当する越境データ移転のみを手続要件の適用対象とするものである。自由貿易区の地方当局は、ネガティブリストを公表し施行する前に、省・中央の両レベルの当局の許可を得なければならない。2024年5月に、天津及び上海臨港の自由貿易区当局がネガティブリストを公表しており、今後も各自由貿易区のネガティブリストの状況について注目すべきである。

手続要件の閾値の大幅な引き上げ

新規則によって、CACは、(i) セキュリティアセスメント及び(ii) 中国 SCCs 提出又は認証について、それぞれの閾値を大幅に引き上げた。これらの変更によって、より多くのデータ処理者が、セキュリティアセスメント要件をはじめとする全ての手続要件を免除されることになる。

他方、CACは、手続要件の適用の有無を決める個人の数の計算方法について、いくつかの指針を発表しており、その概要は以下のとおりである。

- 集計期間は、直近の年の1月1日からセキュリティアセスメント申請書の提出日までである。もし、セキュリティアセスメントが不要で実施されない場合には、契約提出日又は認証申請書の提出日までを集計期間とすることができるものと考えられる。
- 個人は二重に計上されない（すなわち、データ処理者は、越境移転される個人情報の主体について、重複して計上しないようにすべきである）。
- これらの免除事由（小規模越境データ移転者の免除を除く）に基づき越境移転される個人情報の主体については、計算から除外することができる。

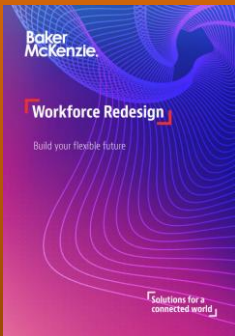
その他の概要

1. 新規則により、セキュリティアセスメントの有効期間は2年から3年に延長され、この期間はデータ処理者がCACによるセキュリティアセスメントの最終的な許可を受領した日から起算される。新たなセキュリティアセスメントが必要とされる状況が発生していない場合には、申請を行うことで、有効期間を更に3年間延長することができる。
2. 新規則と同時に公表された、セキュリティアセスメント及び中国 SCCs 提出のための最新の実施ガイドラインにおいて、CACは、一部の申請資料の要件を修正・明確化するとともに、提出を求められる関連リスク・影響評価報告書について、詳細要件を一定程度引き下げた。
3. 上記の最新の実施ガイドラインでは、PIPLの域外適用規定（すなわち、PIPL第3条第2項）が適用される海外における個人情報処理活動は、越境データ移転活動を構成するものである旨明記されている。これは、海外のデータ処理者が、中国に所在する個人に関する個人情報をPIPLに規定された特定の目的のために（中国に所在する越境データ移転業者を介さずに）収集・処理する場合にも、手続要件が適用されこれを満たす義務が生じることを示唆しているように思われる。しかし、これらの海外の個人情報処理者にどのように手続要件が適用されるかは、CACの今後の明確化が待たれる。

「Workforce Redesign」ガイド のお知らせ

あらゆる市場やセクターが景気変動の影響を受け、企業は対応に奔走しています。パンデミックは、事業回復力を構築する上で重要な役割があった反面、人材争奪戦やより柔軟な労働力の導入等といった不確実な状況も生み出しました。本ガイドでは、ベーカー・マッケンジーの4人の専門家が現在の経済情勢を分析し、企業における労働力の再設計について遂行すべき取組について見解を示しています。

本ガイド（無料）をご希望の方はメールにてご連絡ください。



4. CACは、新規則の発表前にセキュリティアセスメント又は中国 SCCs 提出申請書を提出したデータ処理者が、新規則により関連する手続要件の遵守が免除された場合、その手続を継続するか、又は申請を取り下げることができることを明らかにした。
5. 手続要件又は免除事由が適用されるか否かにかかわらず、各データ処理者は、中国においてデータを処理したり、越境データ移転を実施したりする場合には、法的義務を履行する義務がある。すなわち、越境データ移転者が手続要件の適用を免除される資格を有する場合であっても、個人情報収集及び処理について本人に通知し、（該当する場合）別途越境データ移転について同意を取得し、個人情報保護影響評価を実施及び準備する必要がある。

新規則について推奨される対応

手続要件を評価し履行するための措置を講じていないデータ処理者は、(a) 新規則に基づき手続要件を遵守する必要があるかどうかを判断するため、越境データ移転について必要な内部調査を行い、(b) データ処理及び越境データ移転に関する法的要件の遵守についてレビュー及びチェックを行い、たとえ免除事由の対象であると結論づけた場合でも、関連する個人情報保護影響評価報告書を作成する必要がある。PIPL 遵守の監査に関する CAC の提案した規則が完成し、実施された場合、かかるレビューとチェック、及び個人情報保護影響評価報告書は、手続要件から免除されるとデータ処理者が結論付けたことを裏付ける証拠となるものと考えられる。

関連する越境データ移転にかかる手続を既に開始したものの、その手続要件をまだ満たしていないデータ処理者は、当該手続要件の適用可能性を再確認し、該当する手続要件がまだ残っている場合には、新規則及び CAC が発行する最新の実施ガイドラインに従って、該当する手続要件に必要な申請書類を更新する必要がある。

[最初のページに戻る](#)

2. 豪州

オーストラリア

ビクトリア州における重要な税制改正—商・工業用不動産固定資産税制度の導入

概要

2024年3月20日、ビクトリア州議会に商業・工業用固定資産税改革法案（以下「本法案」）が提出された。本法案が可決されれば、対象となる商・工業用不動産に係るビクトリア州の譲渡税及び土地所有者税制度が、適格商・工業用不動産固定資産税制度（Commercial and Industrial Property Tax、以下「CIPT 制度」）に刷新され、譲渡税（transfer duty）は土地の譲渡価格の一律1%の商・工業用不動産税（CIPT）にほぼ置き換わることになる。なお、CIPT 制度には不在者加算金（absentee surcharge）制度は設けられていない。CIPT は土地税（land tax）に加えて課されるものであることには注意が必要である。

参入取引（Entry Transaction）（CIPT 制度の適用要件）

CIPT 制度は「適格用途」（Qualifying Use）を有する土地に適用される。これには、公的評価官（Valuer General）によって AVPCC（Australian Valuation Property Classification Code）の特定のカテゴリーに分類されたビクトリア州の土地や、学生寮に使用される特定の土地（「適格土地」

「グローバル・パブリックM&Aガイド（英語）」更新のお知らせ

パブリックM&A（上場企業の買収）は、複数の法域に又がることが多く、マーケットに関する知識と法的専門知識の双方が必要となります。

本ガイドは、上場企業の買収の実務に焦点を当て、一般的な法的枠組み、各国における買収の実務と戦術、上場企業のM&A取引に関する主要な法的留意点を要約しています。

本ガイド（無料）をご希望の方はメールにてご連絡ください。



（Qualifying Land））が含まれる。複合的な用途を有する不動産については、唯一又は主たる用途が「適格用途」である場合、全体として適格土地とみなされる。

適格土地は、一定の例外に該当する場合を除き、2024年7月1日以降に「参入取引」（Entry Transaction）を行った時点でCIPTが適用される。

参入取引には、以下のような様態が含まれる。なお、持分の譲渡取引が複数の取引に分割して行われた場合でも、一定の合算ルールが存在する点には注意が必要である。

- 直接取得：適格土地の50%以上の持分の譲渡。
- 間接取得：適格土地を保有する「土地所有者」である会社又は投資信託スキーム等に関して、その持分の取得をすることで当該会社等が保有する適格土地の50%以上の持分が間接的に譲渡されるような場合。

CIPT制度の適用対象になった場合の土地所有者の義務

参入取引が完了した時点で、納税義務が生じることになるが、これは一時金として前払いすることもできるし、一定の場合には、政府が支援する移行ローンによって、税額及び利息を10年間にわたって分割払いすることも可能である。

直接取得又は間接取得により、不動産の全持分を参入取引で取得した場合、その後に土地を売却する場合、譲渡税は課されない。また、その土地所有者の持分譲渡が生じた場合にも、当該持分譲渡の対象となった土地所有者の保有する適格土地に関して土地所有者税は課されない。

移行期間等

CIPT制度は参入取引の完了時から10年の移行期間（Transition Period）を経て開始される。つまり、「参入取引」の対象となった適格土地の50%以上の持分が直接取引又は間接取引を通じて譲渡された場合、移行期間の経過後にその土地全体がCIPTの対象となる。

CIPTは、土地の課税標準に対して毎年一律の1%の税率で課される。これは土地の底地価格（すなわち、建物などの資本的改良を除いたもの）が基本となり、ビクトリア州の公的評価官が毎年1月1日時点で決定する。ビクトリア州2005年土地税法に基づき優遇が受けられる一定の賃貸住宅用地については、0.5%の軽減税率が適用される。

10年の移行期間終了後、適格土地の直接・間譲渡に対して譲渡税は課されず、土地所有者が毎年のCIPTの納税義務を負うことになる。

CIPTは、2024年7月1日以前に適格土地が譲渡された場合、又はその日より前に成立していた譲渡合意等に基づく譲渡である場合には適用されない。また、公的評価官によって定められた一定の非適格目的住宅、商業住宅、農業用地（primary production）、コミュニティーサービス、スポーツ、遺構や文化目的など）のために主として使用される土地には適用されない。

[最初のページに戻る](#)

「企業の実質的所有者（英語）」 レポート更新のお知らせ

この度、EU 及びその他の国における実質的所有者報告義務に関するレポート「企業の実質的所有者」を更新しました。

本レポートでは、2022年2月1日時点における、第5次マネー・ロンダリング指令（MLD5）の施行に関するEU加盟国の遵守状況をハイレベルで概観するとともに、EUを脱退している英国、さらに香港、シンガポールの実質的所有者報告制度も網羅しています。是非ご一読ください。

本レポート（無料）をご希望の方はメールにてご連絡ください。



3. 米州

米国

内国歳入庁が 2023 年事前確認（APA）報告書を公表

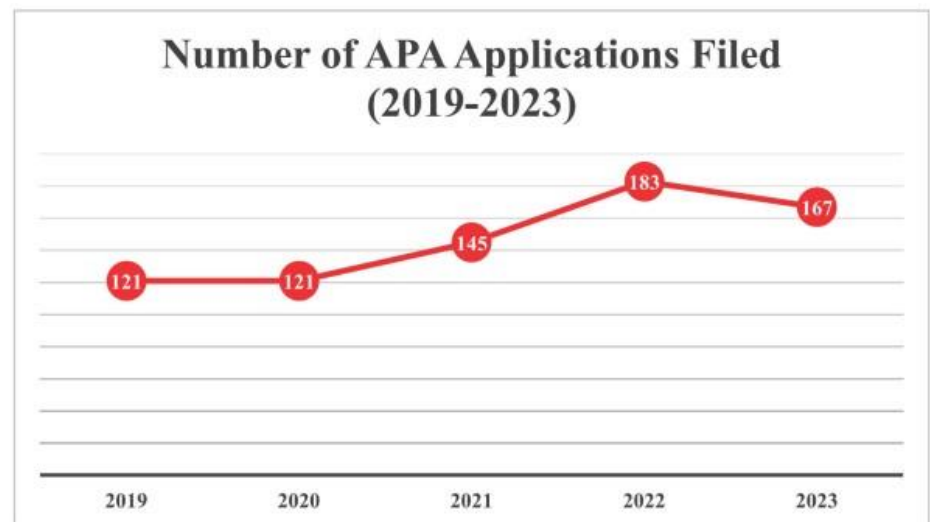
概略

2024年3月26日、内国歳入庁の事前確認・相互協議プログラム（以下「APMA」）が、2023年の年次報告書（以下「本報告書」）を公表した¹。本報告書には、同年に受理・締結された事前確認（以下「APA」）に関する統計情報が記載されている。本稿は、本報告書の主要なポイントを概説する。

APA 申請件数

2023年のAPA申請件数は167件である。この数字は、2019年から2021年までの各年の申請件数を上回っており、納税者が移転価格の潜在的問題を解決し、防止するために、APAが提供する法的確実性及び当局とのコミュニケーションを引き続き望んでいることを示している。もっとも、申請件数は2022年から減少しているところ、これはIRSが2023年4月25日にAPAの審査及び受理に関する暫定ガイダンス²を公表したことが一因であると考えられる。納税者は、同ガイダンスを受けて、APAの申請を思いとどまったか、又は同ガイダンスが実務に及ぼす影響を把握するまで、申請を遅らせることを選択した可能性がある。

全申請のうち、APA申請の大半は引き続きバイラテラルベースで行われており（144件、86%）、これはAPMAがバイラテラル（又はマルチラテラル）でAPAを処理することを望んでいることと一致している。ユニラテラル及びマルチラテラルAPAの申請件数は、2022年がそれぞれ22件及び7件であったのに対し、2023年はそれぞれ17件及び6件であった。



APA 申請の概要

APMA ディレクターのジョン・ウォールは、パンデミックが終了し、相手国と定期的に直接会合を開くことができるようになり、2023年はAPMAにとって非常に良い年であったと発言した。本報告書はかかる発言を裏付ける形となっており、2023年に締結されたAPAは過去最多の156件で、2022年（77件）の2倍以上となった。その内訳は、バイラテラルAPAが130件、

¹ <https://www.irs.gov/pub/irs-drop/a-24-16.pdf>

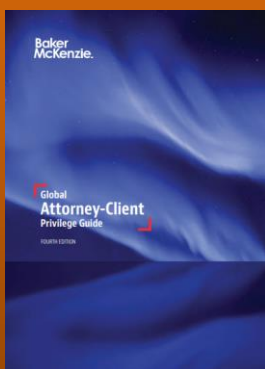
² Interim Guidance on Review and Acceptance of Advance Pricing Agreement (APA) Submissions ([irs.gov](https://www.irs.gov))

「弁護士・依頼者間の秘匿特権（英語）」グローバルガイド 第4版発行のお知らせ

この度、「弁護士・依頼者間の秘匿特権（英語）」グローバルガイド第4版を発行しました。

本ガイドは、主要34法域の秘匿特権に関する法令と実務を包括的に網羅しています。世界情勢から紛争リスクの高まる中、各国ごとに異なる複雑な秘匿特権のルールを把握し、現地弁護士との秘密保持を徹底する必要がある企業にとって、貴重なリソースとなります。是非ご一読の上、さらに詳細をお知りになりたいときは弊所紛争解決グループまでご相談ください。

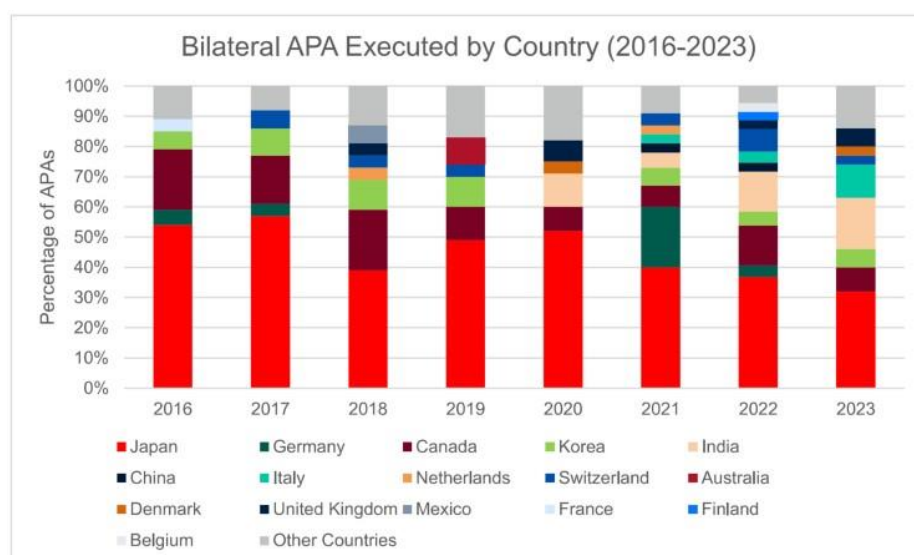
本ガイド（無料）をご希望の方はメールにてご連絡ください。



ユニラテラルAPAが24件、マルチラテラルAPAが2件であった。更新APAは、2022年においては締結されたAPAの55%を占めたのに対し、2023年は47%を占めた。2023年12月31日、更新APAが審査中のAPAの大部分（45%）を占めているが、この傾向は近年変わっていない。多くの納税者は、税務上の確実性を含む多くの理由から、APAプログラムを繰り返し利用する。コカ・コーラ社事件³が示すように、納税者がIRSとの以前の合意内容だけを頼りにすることには、リスクがあることに留意すべきである。

例年と同様、2023年に締結されたAPAの大部分（56%）は、非米国の親会社と米国子会社間の取引に関するものであった。2022年同様、2023年中に締結されたAPAが撤回され、又は取り消された事例はなかったが、13件のAPA申請が撤回された。

2023年に申請されたAPAに関する傾向と同様に、2023年中に締結されたAPAにおいても、米国にとって主要なバイラテラルAPAの相手国は日本（32%）であり、次いでインド（17%、2022年中の8%から増加）、イタリア（11%）、カナダ（8%）、韓国と英国（各6%）となった。



産業別の動向

製造業と卸売・小売業が、締結されたAPAのそれぞれ31%と30%で、引き続き大半を占めることとなった。その他、サービス業が17%（2022年の12%から増加）、金融・保険・不動産業が12%（2022年の4%から増加）、経営管理業が6%（2022年は報告なし）であり、その他全ての業種が残りの4%となっている。

2023年に締結された製造業のAPAのうち、31%が輸送機器製造業、19%が化学製造業、17%がコンピューター・電子製品製造業、6%が機械製造業、17%がその他製造業であった。2023年に締結された卸売業・小売業のAPAのうち、大多数は引き続き商業卸売業・耐久消費財（53%）であり、商業卸売業・非耐久消費財（21%）、衣料品・衣料付属品（11%）と続く。

締結されたAPAの大半は、研究開発、設計・エンジニアリング、製造、マーケティング・流通、サポート機能など、複数の異なる機能とリスクを伴う取引を対象としていた。本報告書は、APAプロセスにおいて、対象となる当事者間の機能とリスクの配分を理解するために、かなりの時間が割かれていることを強調している。したがって、納税者が、APA申請において、対象当事

³ Coca-Cola Co. & Subs. v. Commissioner, 155 T.C. 145 (2020) and T.C. Memo.2023-135

「2022-2025年における税務紛争展望（英語）」レポート発行のお知らせ

世界的なビジネスの急速な変革と国際的な政策の転換は、企業の税務エクスポージャー、財務の回復力、戦略、経営手法に大きな影響を与えています。これらの要因は、あらゆるセクターにおける企業が、今後の税務紛争解決にどのように取り組むべきかを定める重要な要素となります。ペーカーマッケンジーでは、2021年後半に日本を含む主要10か国6セクターの税務責任者1,200人を対象とした独自調査を行い、税務紛争チーム及び国際税務チームの知見をもとに、「税務紛争展望レポート」を発行しました。

以下のイメージをクリックして是非ご一読ください。



者間の機能、資産、リスクの配分を明確に記載することが、APAプロセスの合理化につながると考えられる。

2023年に締結されたAPAの対象取引で最も多かったのは、サービスの提供（44%）及び有形資産の販売（36%）で、検証対象当事者の大半は米国の販売業者（42%）、米国の製造業者（13%）又は米国以外のサービスプロバイダー（22%）であった。2023年10月、IRSは移転価格税制に関するイニシアチブを発表した⁴。同イニシアチブは、米国で流通活動を行う外資系多国籍大企業の移転価格コンプライアンスに関するものであるが、多くのインバウンド企業が不適切な移転価格を用いて米国で不公正な事業を行っていること、及びIRSがコンプライアンス・アラートの発行を通じて「この戦略を取り締まる」ことが示唆されている。我々は、IRSがこのような取引に関する調査を拡大する可能性が高いと予想しており、この分野における潜在的な移転価格紛争を解決し、又は防止するための効果的かつ効率的な手段として、APAプログラムを推奨する。2024年2月、OECDは利益Bに関する追加ガイダンスを公表した⁵が、利益Bは完全に任意となり、デジタル商品やサービスは対象外となることが示唆された。米国が利益Bを採用するかどうかの方が更に不透明になっているため、米国の流通業者が引き続きAPAプログラムの大部分を占めることになると予想される。

無形資産を含む対象取引の割合は2022年より減少したが、2023年の統計は、APAが引き続き無形資産取引に対処するための効果的な手段であることを示しており、対象取引の18%が無形資産の使用を含むものであった。APMAは、これらの無形資産取引がAPMAが抱えるAPA申請の中で最も困難なものであることを強調している。

移転価格算定方法（TPM）

2023年については、引き続き、利益比準法（CPM）及び取引単位営業利益法（TNMM）が、有形・無形資産取引において最も一般的に適用される移転価格算定方法（以下、「TPM」）であった（取引の80%に適用）。売上高営業利益率も同様に、引き続き最も一般的な利益水準指標（以下「PLI」）であった。売上高営業利益率は、締結されたAPAの60%で使用され、ベリール比（営業費用に対する売上総利益の比率）や総費用利益率などの他のPLIが残りの40%を占めている。

サービス取引については、その86%がTPMとしてCPM又はTNMMを使用しており、PLIとしては売上高営業利益率と営業費用営業利益率が最も一般的であった（使用率は48%）。

ほとんどの対象取引は、四分位レンジ、四分位レンジ内の特定の数値、又は他の独立企業間レンジをターゲットとしていたが、無形資産の使用に対するロイヤルティ支払いを含む取引については、特定のロイヤルティ料率とレンジの両方が使用された。

APA 期間

ロールバックを含むAPAの期間の平均は、2023年は6年（2020年から2022年と同様）で、契約期間5年のAPAが最も多かった（全体の約45%）。2023年に締結されたAPAの約88%は5年以上の期間であり、最短は2年、

⁴ 詳細は2024年3月28日付のCorporate & Tax Global Update ニューズレター Vol. 92を参照

⁵ Pillar One - Amount B : Inclusive Framework on BEPS | OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project | OECD iLibrary (oecd-ilibrary.org)、International: Amount B guidance published - Are we still looking at a simplified and streamlined approach for baseline marketing & distribution activities? - Baker McKenzie InsightPlusも参照

最長は14年であった。2023年に締結されたAPAのうち、19%はロールバックを含んでいた。

APMAの人員増加及びAPAの処理期間

APMAの人員は、移転価格及び紛争解決分野におけるIRSのリソースの増加を受けて、2023年に大幅に増加した。これはAPMAの人員が、2022年の減少を経て、2021年のレベルに戻ったことを意味する。特にAPMAの職員数は、2022年末の98名に対し、2023年末に115名に増加した。2023年末時点で、APMAのスタッフには70人のチームリーダー（2022年末の59人から増加）、29人のエコノミスト（2022年末の26人から増加）、12人のマネージャー（2022年末の9人から増加）、3人のアシスタント・ディレクター（2021年及び2022年から変更なし）、及び1人のディレクター代行が含まれている。

2023年中に締結されたAPAにおいて、APA完了までに要した期間の中央値は、2022年の43.4か月から42.0か月に短縮されたが、それ以前（2021年は35.1か月、2020年は32.7か月）よりは引き続き長かった。この傾向は、パンデミックに起因するスケジュールや出張の制限、及び2022年中にAPMAの人員が減少したことに起因していると思われる。新規のAPA申請について、ユニラテラルAPAの完了までの期間の中央値は34.9か月（平均45.2か月）、バイラテラルAPAの完了までの期間の中央値は49.9か月（平均50か月）であった。2022年と比較すると、2023年の新規APA完了までの期間は短縮され、2022年の53か月から2023年には49.4か月となった。更新APAの交渉から完了までの期間は引き続き短くなっており、更新ユニラテラルAPAの完了までの期間の中央値は25.2か月（平均30.2か月）、バイラテラルAPAの完了までの期間の中央値は33.1か月（平均36.1か月）であった。

これらの統計結果は、2023年におけるAPMAの人員増及び効率化のための努力が、処理期間の短縮につながり始めていることを明らかにしている。一方で、APAが引き続き納税者に多大な時間とリソースを要していることも読み取れる。もっとも、処理期間の伸長の一因は、デューデリジェンス要請にタイムリーに応じないなど、納税者側にもある。したがって、納税者がデューデリジェンス要請に応じ、明確な回答をするために管轄当局に協力することは、処理期間の短縮につながると考えられる。

結論

2023年の統計は、2023年が、APMA及び米国におけるAPAプログラムを利用する納税者にとって大成功の年となったことを反映している。また、かかる統計は、APAが、複数の法域の税務当局との紛争を効率的に解決し、潜在的な罰則や二重課税の可能性を最小化することができる、移転価格に関する紛争の発生を最小限にするための、効果的な手段であり続けていることを示している。

APMAによる、効率性の向上、APAプロセスの合理化、租税条約締結国との関係性強化、及びベストプラクティス創出のための努力の結果、2023年は過去最多のAPAが締結され、処理期間も短縮された。特に、検証対象法人の機能、資産、リスクを明確に区分した、APMAの見解と一致する、精緻なAPA申請書を提出し、APMAからの問い合わせにタイムリーに対応する協力的な納税者の申請の処理期間は、更に短縮され続けると考えられる。なお、現在APAに関する通達の改正が検討されており、APMAがパブリックコメントを分析している最中である。

[最初のページに戻る](#)

4. 欧州

英国

非永住の英国居住者に対する課税制度の変更

概略

2024年3月6日、保守党が率いる現政権は、税務上の英国非永住者（resident non-UK domiciled、以下「RND」）個人に対する課税方法について、今後大幅な変更を行うことを発表した。これらの変更は2025年4月6日から適用される予定である。

詳細については、こちらを参照されたい。

保守党政権からの発表を受けて、英国労働党（現野党）は、選挙で選ばれれば、現政権が提案した改正を更に修正して実施すると発表した。

本アラートでは、現保守党政権が発表した改正の概要と、労働党が当選した場合に導入するとしている更なる改正の概要を紹介する。

注目すべきは、英国では2025年1月までに選挙を実施する必要があると、多くの論者が2024年秋に実施されるだろうと考えていることだ。労働党は現在、どの世論調査においても20ポイント以上の大幅リードを保っており、選挙後に次期政権を樹立するとの見方が強い。そのため、以下に示す労働党が提案した改正案が成立する可能性が高い。

これまでのルールと現在の政府案

1. これまでのルール

これまで、税務上の英国居住者でありながら英国永住者とみなされない者（例えば、英国外で生まれた、或いは外国人の両親のもとで生まれたなどの理由による）は、英国税制上の送金ベースで課税されることを選択することができた。

つまり、そのようなRND個人は、英国に「送金」されない限り、英国内の源泉所得及びキャピタルゲインに対してのみ、英国所得税及びキャピタルゲイン税が課され、国外源泉所得及びキャピタルゲイン（foreign income and gains、以下「FIG」）には課税されないことになっていた。

RND個人はまた、英国の課税年度20年のうち15年間英国に居住して「みなし永住者」となる場合、英国相続税（以下「IHT」）対策として信託を利用することが可能であった。

2. 保守政権の改正案

保守党現政権は、年次予算の中で、このルールの改正を発表した。これには、送金ベース課税を4年間の新FIG制度に置き換えることが含まれる。

この制度は、10年間の税務上の英国非居住を経た後、税務上英国居住者となってから最初の4年の課税年度に対して適用される。

政府は、対象となる個人が税務上英国居住者となってから最初の4年間に発生したFIGに関しては税金が発生せず、追加的な税金が課されることなくこれらの資金を英国に送金できると発表していた。

これまで送金ベースで課税されていたが、4年間の新FIG制度の適用を受けられない個人については、全世界のFIGに対して英国の所得税及びキャピタルゲイン税が課されることになる。しかし、現政権は、4年間のFIG制度

の適用を受けず、送金ベースの課税から移行する者に対し、2025/2026 課税年度に発生する英国外所得の 50%のみが英国税の課税対象となるような緩和措置を発表した。

更に政府は、2025 年 4 月 6 日以前に設定された信託に対する課税方法の譲歩を発表した。

通常の IHT 規則では、信託には多くの税金が課される。これには、財産が信託に設定される際の「エントリー・チャージ」（最高 20%）、信託が設定されてから 10 年ごとの「アニバーサリー・チャージ」（最高 6%）、財産が信託から払い出される際の「エグジット・チャージ」（最高 6%）が含まれる。

しかし、英国外の資産について、信託設定時に英国非居住者である者（又はみなし永住者ではない者）によって信託が設定された場合、そのような資産は上記の IHT 課税の対象外である。

これらの信託は現在「除外財産信託」と呼ばれており、英国非居住者にとって、15 年間英国に居住してみなし永住者となる前に、課税対象財産外に資産を移動させる効果的な方法であった。

保守党が発表した新ルール案では、上記の位置付けに変更はなく、2025 年 4 月 6 日より前に信託に設定された資産は、引き続き IHT 課税の対象外となる見込みである。このため、2025 年 4 月 6 日より前に「除外財産信託」を設定するプランニングの可能性を示している。

労働党が発表した改正案

野党の労働党は以前から、選挙で当選したら RND に関するルールを「廃止」する意向を表明しており、保守党政権による予算発表は、間違いなく次期選挙前に変更を主導しようとする保守党の試みであった。

政府の改革案に対し、労働党は選挙で政権を樹立した場合、政府が提案した改革案に 2 つの重要な修正を加えると発表した。

1. 2025/2026 年について 50%の緩和措置なし

労働党は、2025/2026 年の課税年度において、送金ベースから切り替えた人の所得税が 50%になることを認める現行の提案を盛り込まない。

労働党の下では、従来は送金ベースで課税されていた個人で、新 FIG 制度の適用を受けられない場合、2025 年 4 月以降、全世界の FIG に対して課税されることになり、50%の減免措置の恩恵は受けられない。

2. 2025 年 4 月以前の信託には、IHT 課税からの保護はない

更に重要なのは、労働党が 2025 年 4 月 6 日より前に設定された信託の IHT 課税からの保護を盛り込まないと述べたことである。

これは、規則発効前に設定された信託を懲罰的な IHT 課税から事実上保護し、また、新規則の下で IHT の課税対象となる英国居住者が、課税対象財産外に資産を移動させる手段として、2025 年 4 月 6 日より前に信託を設定するプランニングの可能性を認める、現在の保守党政府の提案から大きく逸脱するものである。

労働党の提案では、現存する信託（2025 年 4 月 6 日より前に設定されたか、それ以降に設定されたかを問わない）は、信託資産の価値に対する 10 年ごとの 6%の課税及び信託から払い出される資産の価値に対する最大 6%の出口課税を含む、IHT 信託課税の適用対象となる。

労働党の提案の全体的な影響として、これまで英国外の資産に信託を設定していた多くの英国在住の個人は、これらの信託が多額の英国税の課税対象となり、それに伴い HMRC への報告も必要となる。

このような信託を 2025 年 4 月 6 日より前に解除すべきかどうかについては、事案に即してケースバイケースで分析する必要があり、規則変更の影響を受ける顧客や受託者は、再編の選択肢を検討するために早急にアドバイスを受けることが強く推奨される。

結論

政府は、今回の改正案によって 2028/2029 年までに年間 27 億ポンドの追加税収が見込まれると述べている。労働党は、更なる修正により年間 26 億ポンドの追加税収が見込まれると主張しているが、この数字をどのように計算しているのかは不明である。どちらの数字も、この変更によって英国を離脱する人々がいる可能性を考慮していないようであり、この数字が正確か否かは不明である。

現在政府が発表している IHT 改正案は、協議中である。その後、政府は年内に法案を提出する可能性がある。

予想通り、2024 年後半に労働党が当選した場合、2025 年 4 月 6 日からの改正が発効する前に更なる法案を提出する可能性がある。

労働党政権下では、2025 年 4 月 6 日より前に設定された信託は、様々な IHT 課税の対象となる。

そのため、現行の政府案、或いは労働党が提出した案のいずれかに影響を受ける個人、ファミリーオフィス、受託者は、どのような再構築案が適切かを確認するために、その影響について早急に助言を受けることが不可欠である。

[最初のページに戻る](#)

5. アフリカ

エジプト

エジプトにおける企業結合の事前規制の導入

2024 年 4 月 4 日、エジプト首相令 2024 年第 1120 号（以下「本施行規則」）により、エジプトの新しい企業結合規制の施行規則が正式に公布された。本施行規則は、エジプト競争当局（以下「ECA」）に取引の審査及び承認に関する重要な権限を付与した 2022 年の法第 175 号により、新たに制定された企業結合規制の施行規則を定めるものである。本施行規則は 2024 年 6 月 1 日に発効するとされており、2024 年 6 月 1 日以降にクローリングする取引のうち、所定の基準に該当するものは、ECA から事前承認を得なければならないこととなる。もっとも、本施行規則にはいくつか不明確な点が残っていることから、今後 ECA が策定するガイドラインや、実務運用で対応することになる。

エジプトにおける企業結合規制の背景

ECA による規制は、2005 年に制定されたエジプト競争法（2005 年法第 3 号。以下「ECL」）が 2022 年に制定された法第 175 号によって改正され新制度が導入されるまでは、取引禁止効のない事後届出制度であった。

上記改正により、義務的かつ取引禁止効のある事前規制が導入された。これにより、ECA は、所定の基準に該当する取引が、エジプト又はその一部にお

いて競争制限的であるかどうかを評価し、それに基づき、当該取引を承認又は不承認とする権限を有することになった。もっとも、ECAは、本施行規則が発効されるまではこれらの改正を適用しないとしていた。

本施行規則の公布により、ECAは2024年6月1日から企業結合の事前規制の適用を開始することになる。ECL改正の詳細については、主な改正点を取り上げたClient Alertを参照されたい。

本施行規則により明確化された事項

1. 重大な影響 (Material influence)

本施行規則は、重大な影響の定義と、これに該当すると推定される場合の例を示している。重大な影響とは、戦略的・商業的な決定を含め、他の者の施策に直接的又は間接的に影響を与えるものとして、以下のように定義されている。

- 他の者の総議決権、株式又は持分の25%超を所有すること。
- 以下の条件を充たす場合は、上記25%未満を所有すること：他の者の施策及び経営目的に影響を及ぼし得る議決権の割合であること、及び／又は取得者に特権的議決権若しくは拒否権を付与する契約が存在すること、又は／及び対象会社の取締役会に代表者がいること。

上記は有益なガイダンスを提供するものだが、ECAがこれらの措置をどのように実施するのか、そして関連当事者がどのように上記推定を覆すことができるのかについては、現時点では明らかではない。ECAが使用する文言は、反証不可能な推定を確立しているように見えることから、関連当事者に対し様々な課題をもたらし、ビジネスに多くの障害をもたらす可能性がある。従って、関連当事者がこの推定を覆すことができるかどうか、又そのために提出すべき証拠の性質をECAが明確にすることが重要である。

また、ECAは、買収者が対象会社の上位3位までの株主でない限り、総議決権、株式又は持分の10%未満の保有については、重大な影響を有しているとはいえないとし、有益なセーフハーバーを定めている。

2. 年間売上高と資産の計算

本施行規則は、企業結合取引が以下の基準のいずれかに該当する場合、関連当事者に対し、事前にECAの承認を得ることを義務付けている。

- 関連当事者のエジプトにおける合計売上高又は合計資産価値のいずれか高い方が9億エジプトポンドを超えており、かつ、少なくとも2当事者のエジプトにおける売上高が2億エジプトポンドを超える場合。
- 関連当事者の全世界での合計売上高又は合計資産価値のいずれか高い方が75億エジプトポンドを超えており、かつ、いずれかの当事者のエジプトにおける売上高が2億エジプトポンドを超える場合。

この点に関して、本施行規則は、年間売上高又は合計資産は、(財務状況に応じて)監査を経た最終会計年度の年間売上高又は合計資産を加算して計算するとし、企業結合前に対象会社から撤退した売り手の売上高又は資産は加算しないと定めている。そうでない場合は、売り手の売上高と資産価値も加算される。

もう1つ重要な点は、ECAは関係当事者の会計年度最終日にエジプト中央銀行が発表した為替レートに依拠するという点である。

3. ECAによる阻害性評価方法

競争法に規定されているように、ECAによる企業結合取引を評価する基準は、当該取引が市場における競争を制限、阻害、又は限定するかどうかである。本施行規則は、以下のものを含む、ECAが企業結合取引を評価する際に考慮する要素についてガイダンスを定めている。

- 市場構造、並びにエジプト及び国外（エジプトに影響を及ぼすものに限る）における現在又は将来の競争性。
- とりわけ現在及び将来の市場での投資と比較した関連当事者の経済・財務状況を含む、関連当事者の市場における地位。
- 供給者、取引先、顧客にとっての代替性、及びこれらの者の生産者や市場にアクセス可能性（垂直的効果、そして買手パワーも考慮）。
- 市場への参入及び規模拡大への障壁。
- 当該企業結合取引による競争、消費者及びイノベーションへの影響。

4. ECAへの届出義務者

競争法は買い手と売り手の双方に届出義務を課しているように見えるが、ECAは様々な状況において届出義務を負う具体的な関連当事者を明確にしている。例えば、単独支配権取得の場合、届出義務は（売り手ではなく）買い手のみにある。一方、合併契約の場合、ECAへの届出義務は両親会社が負う。

5. 企業結合取引の公表

届出がECAに提出されると、ECAは、当該企業結合に関する概要を新聞又はECAのウェブサイトに掲載し、第三者が当該企業結合に関する意見を15日以内に提出する機会を提供する。ただし、ECA理事会が関連当事者の公共の利益のために公表しないことを決定した場合は除く。

6. 金融規制当局への届出

金融規制当局（以下「FRA」）の管轄下にある事業はECAによる規制の対象外である。もっとも、承認自体はFRAが行うが、FRAは決定を下す前にECAの意見を聞くことが義務付けられている。

本施行規則の下で、関連当事者はECA所定の届出書と書類を用いてFRAに届出なければならない。更に、FRAは過去3年間の各市場における関連当事者の事業や収益に関する情報を求めることができる。

今後の実務上の課題

本施行規則は、新しい企業結合の事前規制に関して有益な情報を定めるものであるが、下記の点については十分なガイダンスが示されていない。今後のECAによるガイダンスや説明が期待される。

- ECAには承認手続を停止する権限はない。すなわち、届出が提出されれば、承認がされるまで、承認手続が進むことになる。これは当事者にとっては有利、かつ、タイムラインの透明性が高いようにも思えるが、実際にはいくつかの課題が残される。
- ECAは承認手続を停止することができないことから、届出書類が「完全」なものとなるまで承認手続を開始することについて融通を全く利かせないことが予想される。

- 本施行規則に列挙された届出添付書類の数を考慮すると、ECA は、届出書類が完全なものか否かの判断において、非常に広い裁量を持つことが考えられる。
- 本施行規則は、届出書類が「完全」であるかどうかについて、ECA がいつ当事者に通知するか、ECA 内部での評価の期限を示していない。届出書類が「完全」であると ECA が自らの裁量で判断するまでは承認手続きが始まらないとすれば、当事者にとって手続の不確実性と遅延が更に増えることになる。
- 本施行規則は、届出の提出時に、提出を証明できる受領証等を当事者に交付するかについて述べていない。
- 本施行規則は、当事者に届出及び付随する書類をアラビア語で提出することを課している。すなわち、アラビア語以外の書類はアラビア語の翻訳とともに提出する必要がある。こうした運用は、ECA が調査においては英語の補助書類の提出を認める標準的な慣行と異なるため、驚きである。
- こうした要件は、当事者に更なる遅延とコストをもたらす可能性が高く、提出書類を不完全なもののみならず結果をもたらさう。したがって、ECA がこうした要件を厳格に実施するのか、それともある程度の柔軟に実施するのが注目される。
- FRA への届出については、ガイダンスがほとんど示されなかったため、不明確なままである。本施行規則は、当事者が「完全な」届出書類を FRA に提出しなければならないとしている。すなわち、ECA は届出書類が「完全」でないことを理由として、ECA が定める 30 暦日の FRA による審査期間を超えて、審査期間を延長しようとする可能性があるといえる。

[最初のページに戻る](#)

6. ESG / Sustainability

EU

CS3D に基づく報告義務

企業の持続可能性デューデリジェンスに関する指令（Corporate Sustainability Due Diligence Directive）（以下「CS3D」）は、人権及び環境に関するデューデリジェンスの実施義務に加えて、その実施方法等に関する報告義務を定めている。

報告義務

CS3D は、後述の免除の対象となる場合を除き、適用対象企業に対して、所定の様式による年次報告書（以下「CS3D 報告書」）のウェブサイト公表を義務付ける。2029 年 1 月 1 日以降には、各社の CS3D 報告書は、欧州単一アクセスポイント（ESAP）で閲覧可能となる。

CS3D 報告書における使用言語は、EU における公用語のうち少なくとも 1 つ又は非 EU 企業の場合は国際ビジネスで一般的に使用される言語（英語など）とされる。

その公表期限は、対象とする事業年度における貸借対照表の基準日から 12 か月以内である。

CS3D 報告書の記載事項の詳細は、2027 年 3 月までに欧州委員会により明確化される予定である。

報告義務の適用開始時期は、CS3D の他の義務と同様であり、例えば非 EU 企業については 2029 年以降となる。

CSRD 対象企業に対する報告義務の免除

EU 企業サステナビリティ報告指令（Corporate Sustainability Reporting Directive）（以下「CSRD」）の報告義務を負う企業は、CS3D 報告書の公表義務を免除される。CSRD に基づく報告に既に人権及び環境に関するデューデリジェンスの実施方法等が記載されているためである。

CS3D の適用対象企業のうち EU 企業については、CSRD に基づく報告義務を負うことが多く、上記免除に依拠できる機会も多いと思われる。

[最初のページに戻る](#)

EU

気候変動に関する CS3D 上の義務－気候変動緩和のための移行計画の策定

概要

CS3D は、全ての対象企業に対し、そのビジネスモデルと戦略が、① パリ協定に沿って地球温暖化を 1.5°C に制限すること、② 2050 年までに気候変動に伴う温室効果ガス（GHG）排出量を正味ゼロにするという EU の目標（2030 年（1990 年比 55% 以上削減）及び 2040 年（2040 年比 55% 以上削減）の中間目標を含む）、③ 持続可能な経済への移行、の全てに適合することを確保することを目的とした気候変動緩和のための移行計画（以下「気候変動移行計画」）を策定し、実施することを義務付けている。

本記事では、CS3D の下で企業が気候変動移行計画を採用するにあたり求められる具体的な要件を概観するとともに、企業に必要とされる準備について言及する。

適用対象企業

CS3D の適用対象となっている全ての企業、すなわち、主に従業員数 1,000 人以上、全世界の純売上高が 4 億 5 千万ユーロ以上の EU 企業、及び EU 域内の純売上高が 4 億 5 千万ユーロ以上の EU 域外企業に、気候変動移行計画の採用が義務付けられている。

但し、以下のような場合に、気候変動移行計画の策定義務が免除される可能性がある。

- 子会社の免除：親会社は、CS3D の適用範囲内で、子会社に代わって子会社の気候変動移行計画を策定することができる。この場合、子会社は、気候変動移行計画の策定義務が免除されるが、親会社の気候変動移行計画とその中で定められた具体的な目標に従い、気候変動に関する実質的な義務を遵守する必要がある。
- 持分会社の免除：最終的な親会社が、持株会社である場合（事業子会社の株式を保有することを主な事業とし、グループや子会社に影響を与える経営、運営、財務の決定を行わない場合）、EU 域内に設立された最終的な親会社の子会社が、気候変動移行計画の策定義務を履行するよう指定されていれば、持分会社は気候変動移行計画の策定及び実施義務を含め、CS3D に基づく一般的な義務が免除される。

気候変動移行計画の「策定」及び「実施」の義務

CS3D 第 15 条は、加盟国に対し、対象企業が「気候変動緩和のための移行計画を策定し、実施する」ことを保証するよう求めている。

1. 気候変動移行計画の「策定」

前述の通り、気候変動移行計画は、企業のビジネスモデルと戦略が以下のすべて適合することを目的としなければならない。

- ① パリ協定に沿って地球温暖化を 1.5°C に制限すること
- ② 2050 年までに気候変動に伴う温室効果ガス（GHG）排出量を正味ゼロにするという EU の目標（2030 年（1990 年比 55% 以上削減）及び 2040 年（2040 年比 55% 以上削減）の中間目標を含む）
- ③ 持続可能な経済への移行

気候変動移行計画には以下の内容が含まれなければならない。

- 2030 年、2035 年、2040 年、2045 年、2050 年の気候変動に関する期限付き目標。「決定的な科学的証拠」に基づき、「適切な場合には、重要なカテゴリーごとのスコープ 1、スコープ 2、スコープ 3 の温室効果ガスの絶対排出削減目標」を含むことが求められる。
- 当該目標を達成するために「計画されている主要な行動」の説明。
- 気候移行計画の実施を支援するための「投資と資金調達の説明と定量化」。
- 気候変動移行計画に関する、管理・経営・監督機関の役割の説明。

「適切な場合（where appropriate）」という文言が多用されていることから、企業が自社のセクター、事業、特定の状況にとって有意義な形で気候変動移行計画を策定する際に、その許容範囲があることは明らかである。しかし、このような評価は、規制当局の監視と精査の対象となる。

気候変動移行計画は毎年更新する必要がある、目標達成に向けた進捗状況を記載しなければならない。

又 CS3D は、企業サステナビリティ報告指令（CSRD）に従って気候変動移行計画を報告した企業は、「気候変動移行計画策定義務を遵守したものとみなす」と規定している。これにより、CSRD の気候変動計画に関する規定を遵守するインセンティブを提供している。

2. 気候変動移行計画の「実施」

CS3D は、これは「結果ではなく手段の義務として理解されるべき」であり、「企業は計画に含まれる GHG 排出削減目標の達成に努めるべきであるが、特定の状況により、もはや合理的でない場合、企業が目標を達成できないこともあり得る」と明言している。企業が気候変動移行計画で設定した目標を達成できなかった場合、企業が手段の義務を遵守するために実際に「最善の努力をした」か否かが精査と議論の対象になり得るが、そのような場合に適用される基準は、まだ確立されていない。

気候移行計画に関する今後のガイダンス

企業の気候移行計画を支援するため、欧州委員会は、加盟国及びその他の関係者と協議の上、これらの計画に関する実践的なガイダンスを発行することになっている。このようなガイダンスは、CS3Dの発効から36か月後（2027年頃）に公表される予定である。

ガイダンスを作成するにあたり、欧州委員会は、特に、企業が自主的な持続可能性の基準や枠組みに依存して既存の計画をこれまでどのように設計してきたかを考慮しながら、現在の市場慣行を評価することを期待するのが妥当である。この点で、最近2つの動きがあったことは注目に値する。

- 第一に、EFRAG（CSRDの採択と実施において欧州委員会に助言を行う組織）は、CSRDで開示すべき気候移行計画に関する実施ガイダンスを現在起草中であることを伝えている。CSRDに従って気候変動移行計画を報告する企業は、CS3Dの採用義務を遵守したとみなされることから、EFRAGのガイダンスは、欧州委員会がCS3D固有のガイダンスを起草する際に影響を与える可能性がある。
- 第二に、これらの計画やガイダンスにおけるカーボンオフセットの取り扱いがどうなるかが注目される。実際、SBTi（Science Based Targets initiative）⁶がカーボンオフセットの利用を拡大しようとした最近の試みは、SBTiの評議員会内部で大きな論争を引き起こした。SBTiは、気候変動移行計画を策定するための重要な自主的枠組みの一つであるため、このような計画におけるカーボンオフセットの利用に関する議論は、注意深く見守る必要がある。

気候変動に関するCS3D上の義務と他のEU法との相互関係

気候変動移行計画に関連する重要な規定を有するEU法は、CS3Dの他にも存在する。

「グリーン転換に向けた消費者のエンパワーメント」に関する指令（EU）2024/825（以下「ECGT指令」）⁷では、明確で客観的、公開可能で検証可能なコミットメントを伴わない、将来の環境パフォーマンスに関する主張（例えば「2050年までに気候変動に影響を与えない（climate neutral by 2050）」等）を含む商行為は、誤解を招くとみなされる。CS3DとECGT指令の両方が適用される企業は、気候変動移行計画の中で、企業の将来の気候変動に関する主張が、明確かつ客観的なコミットメントであることを確認する必要がある。ECGT指令は、これらのコミットメントが、詳細かつ現実的な実施計画として設定されることを求めている。この計画は、独立した第三者の専門家によって定期的に検証されなければならないが、その結果は消費者に公開される。

CS3DとECGT指令の相互作用により、気候変動移行計画の内容は更に厳格なものとなり、また、これらの計画における将来的な環境パフォーマンスの主張は、独立した第三者によって検証されなければならないという追加的な要件が課されることになる。ECGT指令の要件が満たされていない場合、気候変動移行計画は「誤解を招く商慣行」であるとしてクレームを受ける可能性がある。

⁶ 2015年にWWF、CDP、世界資源研究所（WRI）、国連グローバル・コンパクトにより設立された共同イニシアチブ。気候変動の防止とともに、ネットゼロ経済における企業の競争力を高めることを目的として、企業が具体的にどの程度の量の温室効果ガスをいつまでに削減しなければいけないのか、科学的知見に基づいて目標を立てられるようなガイダンスを作成。当該ガイダンスに基づき、企業に対して科学的知見と整合した目標（SBT: Science-based target）を設定することを支援する。

⁷ 2024年3月26日に発効。不公正商行為指令（2005/29/EC）を大幅に変更しており、2026年9月27日以降は、企業対消費者の商行為に従事するすべての企業に適用される。

施行と遵守

CS3D は、各加盟国に対し、CS3D に基づき採択された国内規定（気候変動移行計画に関するものを含む）に定められた義務の遵守を監督する 1 つ以上の監督当局を指定することを義務付けている。

EU 企業の場合、管轄監督当局は、当該企業が登記事務所を置く加盟国の監督当局となるが、EU 域外企業の場合、管轄監督機関は、以下のとおり支店の開設状況により決定される。

- 非 EU 加盟国に支店が 1 つしかない場合、管轄監督官庁は、その支店がある加盟国の監督官庁となる。
- 非 EU 企業がいずれの加盟国にも支店を持たない場合、又は異なる加盟国に支店を持つ場合、所轄監督官庁は、最終会計年度の直前の会計年度において、その企業が EU 域内で純利益の大部分を生み出した加盟国の監督官庁となる。

CS3D 基準に対する EU の監督に公平な競争条件を設けるため、加盟国は、各国の監督当局が、CS3D の要求事項に沿った気候変動移行計画の策定と設計を監督するための十分な権限と資源を有することを保証しなければならない。また、加盟国は、監督当局が CS3D 活動に関する年次報告書を公表し、連邦内の各国監督当局による CS3D 基準の統一かつ効果的な執行を確保するため、ウェブサイト上でオンライン公開することを保証しなければならない。

尚、CS3D に基づく気候変動移行計画の内容が不適切であった場合、監督当局による制裁の対象となるが、これについては、次の「CS3D の義務違反に対する罰則及び民事責任」を参照いただきたい。

Next Step と勧告

CS3D の最終承認後、加盟国は、国内法を CS3D の規定に合わせるために必要な規制や行政規定を採択することが求められる。

加盟国がどのような形で CS3D の原則を導入・実施するかに関わらず、対象企業は、要求事項を満たし、気候変動移行計画を策定するため、以下のような準備を、迅速かつ慎重に行う必要がある。

- **潜在的なギャップを判断するため、既存の気候変動移行計画について検討する**：企業は、自社が既に気候変動移行計画や対策計画を策定している場合、当該計画が CS3D の要求事項とどのように対照されるかを判断することが準備の第一ステップとなる。
- **バリューチェーンや調達機能への影響、プロセスや契約の適応の必要性を検討する**：気候変動移行計画では、2030 年までのスコープ 3 排出量の目標値、2050 年までの 5 年間の内部目標値、それぞれの目標値達成に向けた進捗状況を含める必要がある。スコープ 3 には、事業の上流と下流で発生する全ての（その他の）間接排出が含まれる。多くの企業は、サプライヤーやパートナーを選定し、適格性を確認するためのデューデリジェンス・プロセスをすでに採用しており、それらの方針はビジネスモデルに十分に組み込まれている。バリューチェーン全体を通じてのデータ共有や収集など、CS3D や気候変動移行計画に基づく今後の義務との整合性を高めるために、既存の方針やモデルを見直し、適応させることが極めて重要になる。また、何らかの理由でサプライヤー資格認定プロセスを導入していない企業は、これを開始する必要がある。いずれの場

合においても、社内システムや方針全体を通じて、一貫性と協調性を確保することが求められる。

- **戦略的計画とコミュニケーションを連携させる**：企業は、データの収集、コンプライアンスの確保、対外的なコミュニケーション（特に気候変動に関する事項）を担当する部門間のコミュニケーションと調整を十分に行う必要がある。実際、データや情報の誤解や誤解のリスクを低減するためには、公的な主張、発表、報告が整合し一貫している（矛盾していない）ことが重要となる。この整合性は、NGOや規制当局を含む利害関係者からの、透明性と明瞭性の要求の高まりに応えるためにも重要であり、気候変動に関しても効果的で有用な政策を実現するために、コミットメント、企業戦略及び行動を連携させていく必要がある。

[最初のページに戻る](#)

EU

CS3Dの義務違反に対する罰則及び民事責任

CS3Dの遵守を監督する機関

CS3Dは、加盟国に対し、CS3D上の義務の遵守を監督する監督当局を指定することを義務付けている。監督当局は、デューデリジェンス義務と気候変動関連の義務の両方を執行する権限を有し、企業に対して、更なる情報提供を要求し、コンプライアンス調査や監査を行う権限を有する。監督当局は、侵害停止や適切な是正措置の命令、罰則、深刻かつ回復不可能な損害の差し迫った危険がある場合の暫定措置などを行うことができる。

科される罰則

監督当局が科すことのできる罰金は、企業の全世界純売上高を基準とし、上限額は罰金決定前の会計年度における全世界純売上高の5%以上でなければならない。加盟国は、国内法における罰金の上限額を5%より更に高く設定することができる。

グループの最終親会社であるEU企業又は非EU企業の場合、罰則は連結売上高に基づいて計算されるため、多額の罰金が科される可能性がある。CS3D施行に関する国内規制の違反に対する制裁を含む各国監督当局の決定は、CS3Dにおける「名指し非難」の一環として少なくとも5年間は公開されるため、こうした制裁を受けた場合、企業やそのブランドのレピュテーションが棄損するおそれがある。

CS3Dの民事責任制度

ESG法制において画期的な点として、CS3Dがサプライチェーンにおける人権侵害や環境侵害に対する企業の民事責任も規定し、侵害の影響を受けた人が民事訴訟により賠償請求ができるようになったことである。

CS3Dは、加盟国に対し、企業が故意又は過失により人権や環境を保護する義務に違反した場合には、自然人又は法人に生じた「法的利益」の損害について、企業にCS3Dに基づく責任を負わせることを求めている。もっとも、各加盟国における自然人又は法人の「法的利益」の定義により請求できる損害賠償の種類に相違が生じる可能性があるため、企業が責任を問われる範囲は加盟国によって異なる。

業界やマルチステークホルダー・イニシアチブに参加したり、デューデリジェンス義務の履行を支援する第三者による検証や監査、そのような第三者との契約条項を利用した企業も、依然としてCS3Dに基づく損害賠償責任を負う可能性がある。つまり、企業は、CS3Dに基づく人権や環境に関する

デューデリジェンスやリスク管理を第三者に委託したとしても、CS3Dに基づく損害賠償責任を免れることはできない。

また、CS3Dは、損害を共同して生じさせた場合、企業とその子会社又は直接・間接のビジネスパートナーが連帯責任を負うと定めている。もっとも、損害がその企業の一連の活動の中に存在するビジネスパートナーによってのみ引き起こされた場合には、企業は責任を負わない。

更に、CS3Dは、加盟国に対し、人権侵害や環境侵害の影響を受ける人々がCS3Dに基づきその権利を効果的に行使できる強固な体制を構築するため、下記の点を国内法に確実に反映させることを求めている。

- 差止請求による救済、証拠開示と保全について定めること
- 提訴期限は、侵害が停止し、請求者が侵害、被った損害及び侵害者の身元を知った又は合理的に知ることができる時点から少なくとも5年間とすること
- 不利益を被った人が、労働組合又はNGOに、その人に代わって訴訟提起する権限を付与できること
- CS3Dの適用範囲の請求については、CS3Dが該当する請求に適用される非EU法に優先すること

CS3Dの執行がもたらす現実的影響

監督当局がCS3Dの遵守をどの程度厳格に監督及び執行し、どのような是正措置や罰則を課すかは現時点では不明である。しかし、監督当局が既存のESG関連規制の遵守を重視していることからすると、加盟国及び監督当局にとって、CS3Dの遵守及び執行が優先事項となることが想定される。

又、CS3Dの違反に対する民事責任の可能性は、人権侵害や環境侵害に対する賠償請求の件数の増加につながる可能性があり、また、侵害の可能性にすぎない場合であっても、裁判手続きで争われる結果、企業のレピュテーションの棄損につながる可能性もある。従って、行政執行のリスクと民事責任の両方を最小化するためには、企業が効果的な人権・環境リスク分析を実施することが極めて重要である。

[最初のページに戻る](#)